# 身体障害者等に対する軽自動車税の減免について

身体等に障害がある方のための軽自動車等について一定の条件に該当する場合、申請により、軽自動車税が減免されます。なお、条件に該当するかどうかの基準日は、賦課期日である4月１日です。

## １. 減免の対象となる車両について

（１）障害のある方が所有し、かつ使用する軽自動車等
令和2年度より、知的障害者・精神障害者の方本人が運転する場合も減免の対象となります。
（対象となる手帳と等級に該当する方に限る）

（２）障害のある方が次のいずれかに該当する場合において、生計同一の方が所有し、障害のある方のために使用する軽自動車等

・ 18 歳未満 ・ 療育手帳の交付を受けている ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

（補足説明）

※ ローンで購入した場合など、車検証に記載されている所有者と使用者が異なるときは、軽自動車税の納税義務者となっている方を所有者とみなします。

※ **減免となる車両は、障害のある方一人につき一台に限ります。**また、普通自動車と軽自動車の両方を所有している場合、**自動車税の減免を受けると軽自動車税の減免は受けられません。**

## ２. 減免の対象となる障害の等級について

「障害のある方」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けており、障害の等級が別紙の基準に該当する方です。

なお、障害のある方本人が運転する場合と、生計同一の方（または常時介護者）が運転する場合では、基準が異なりますのでご注意ください。

## ３. 運転者について

減免を受けようとする車両について運転者が次のいずれかに該当する場合に減免の対象となります。

① 車両の所有者が障害のある方本人の場合

| 運転者の区分 | | 使用目的 | 使用頻度 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| ア | 障害のある方本人 | 使用目的等の制限なし | | |
| イ | 生計同一の方 | ☆、社会参加活動 | 月4回以上<br>6か月以上<br>（継続的に） | 使用目的申出書が必要 |
| ウ | 別世帯の方 （常時介護している方） | ☆障害のある方の通院、通学、通所 （リハビリ・就労訓練）、生業（通勤、自営業） | 週3回以上<br>（継続的に） | ・使用目的の証明書（病院等による証明）と運行計画書（申請者が作成）が必要。<br>・世帯の条件あり※ |

※ 上表のうち、「ウ」は、障害のある方が単身世帯の場合、または世帯全員について、障害の等級が別紙の基準（身体障害の場合、生計同一者・常時介護者運転の欄）に該当する場合です。

② 車両の所有者が生計同一の方の場合 （「１. 減免の対象となる車両について」の（２）の場合です。）

| 運転者 | 使用目的 | 使用頻度 | その他 |
|---|---|---|---|
| 生計同一の方 | 障害のある方の通院、通学、通所（リハビリ・就労訓練）、生業（通勤、自営業）、社会参加活動 | 制限なし<br>（継続的に） | 使用目的申出書が必要 |

## ４. 減免申請手続きについて

（１） 申請方法及び申請の時期

減免申請書に以下の書類を添えて、期限までに提出してください。減免申請書の用紙は、市役所課税室窓口に備えています。（市ホームページからダウンロードできます。）

**【申請の期限】** 軽自動車税の納税通知書が届いてから**納期限の日まで**

◎ 納税通知書は毎年5月1日（5月1日が閉庁日の場合は、4月最後の開庁日）に発送します。

【受付場所・時間】 名張市役所 市民部 課税室 1階 16番窓口
午前9時から午後4時30分まで（土・日・祝日を除く）

（２） 申請に必要なもの

【基本の持ち物】

□ 身体障害者手帳等（原本）（賦課期日である4月1日時点で有効なもの）
□ 軽自動車税納税通知書
□ 車検証 （コピー可）（賦課期日である4月1日時点で有効なもの）
□ 運転者の運転免許証（窓口に来る方と運転者が異なる場合は、コピーでも結構です）
□ 申請者（納税義務者）のマイナンバー通知カード又はマイナンバーカード
※マイナ免許証の場合は、「マイナ免許証アプリ」で読み取った「マイナ免許証の免許情報」を印刷したものが必要です。
□ 窓口に来る方の本人確認書類。（名張市に住民登録があり、同一世帯の家族が代理で申請する場合は、委任状は不要です。）

【生計同一者が運転する場合】 基本の持ち物に加え、次の書類が必要です。

□ 使用目的申出書
□ 生計同一であることを証するもの（住民票が同一住所でない場合に必要です）

【常時介護者が運転する場合に必要なもの】 基本の持ち物に加え、次の書類が必要です。

□ 使用目的の証明書
所定の用紙をお渡ししますので、通院先の病院や通学先の学校などで証明を受けてください。
また、3か月以内に発行されたものを提出してください。
□ 自動車運行計画書
所定の用紙をお渡ししますので、申請者（納税義務者）が記入して提出してください。
□ 世帯全員の「身体障害者手帳等」の写し
単身世帯でない場合において、世帯全員が障害のある方の場合に提出してください。

（３） その他

・ 減免決定された場合の次年度以降の減免申請について
減免申請書にて届け出た内容に変更が無い場合、次年度以降の減免申請は、手続きが簡単になります。（『現況報告書』の提出をご案内しますので、期限までに提出があり、当初に届け出た内容に変更がなければ、現況報告書の提出をもって、減免申請となります。）

・ 令和5年1月から軽自動車税納付確認システム（軽 Jnks）の運用が開始されたことにより、車検の際の車検用納税証明書の提示が原則不要になりました。（小型自動二輪を除く。） それに伴い、軽自動減免決定通知書は送付させていただきますが、**「車検用納税証明書」の送付はいたしません。必要な方は16番窓口にて発行させていただきますので車検証をお持ちください。**

2026年4月

## （別紙）軽自動車税減免の対象となる障害者手帳等の等級　　名張市

### ○身体障害者手帳 （障害名が複数ある場合は、総合等級による）

| 障害名 | | 障害の等級 | |
|---|---|---|---|
| | | 本人が運転 | 生計同一者・常時介護者が運転 |
| 視覚障害 | | １級から４級 | １級から４級 |
| 聴覚障害 | | ２級・３級 | ２級・３級 |
| 平衡機能障害 | | ３級 | ３級 |
| 上肢機能障害 | | １級・２級 | １級・２級 |
| 下肢機能障害 | | １級から６級 | １級から３級 |
| 運動機能障害 | 上肢機能 | １級・２級 | １級・２級 |
| | 移動機能 | １級から６級 | １級から３級 |
| 体幹機能障害 | | １級から５級 | １級から３級 |
| 心臓機能障害 | | １級・３級 | １級・３級 |
| 腎臓機能障害 | | １級・３級 | １級・３級 |
| 呼吸器機能障害 | | １級・３級 | １級・３級 |
| 膀胱または直腸機能障害 | | １級・３級 | １級・３級 |
| 小腸機能障害 | | １級・３級 | １級・３級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | １級から３級 | １級から３級 |
| 肝機能障害 | | １級から３級 | １級から３級 |
| 喉頭摘出による音声機能障害 | | ３級 | ３級 |

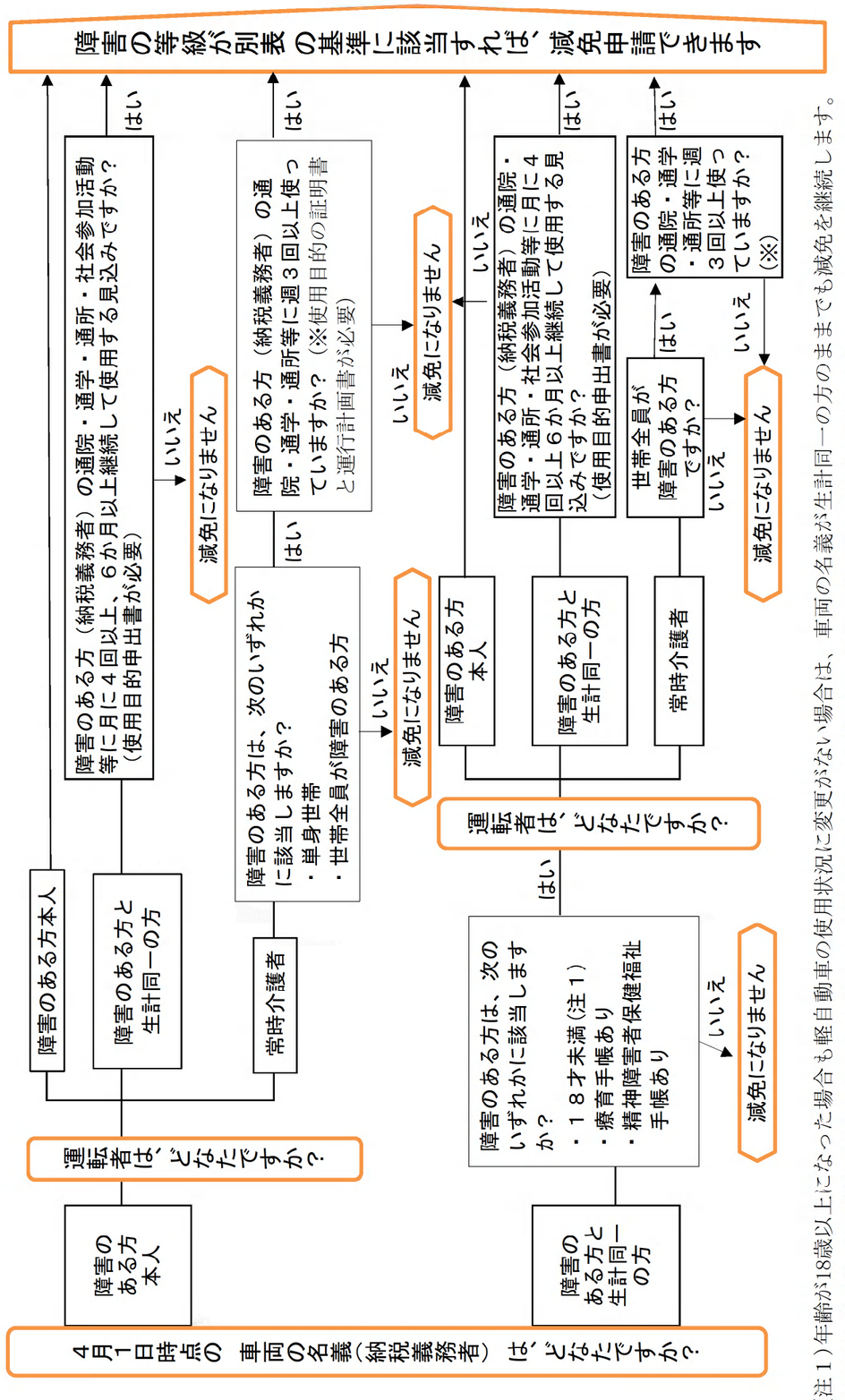
### ○療育手帳　　A1、A2、A 最重度、A 重度

### ○精神障害者保健福祉手帳　　1級

### ○戦傷病者手帳

| 障害名 | 障害の等級 | |
|---|---|---|
| | 本人運転 | 生計同一者・常時介護者が運転 |
| 視覚障害 | 特別項症から第４項症 | 特別項症から第４項症 |
| 聴覚障害 | 特別項症から第４項症 | 特別項症から第４項症 |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第４項症 | 特別項症から第４項症 |
| 上肢機能障害 | 特別項症から第４項症 | 特別項症から第４項症 |
| 下肢機能障害 | 特別項症から第６項症 | 特別項症から第３項症 |
| | 第１款症から第３款症 | |
| 体幹機能障害 | 特別項症から第６項症 | 特別項症から第４項症 |
| | 第１款症から第３款症 | |
| 心臓機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 腎臓機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 呼吸器機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 膀胱または直腸機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 小腸機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 肝臓機能障害 | 特別項症から第３項症 | 特別項症から第３項症 |
| 喉頭摘出による音声機能障害 | 特別項症から第２項症 | 特別項症から第２項症 |

名張市　軽自動車税の身体障害者等減免　対象者判定フローチャート




（注１）年齢が18歳以上になった場合も軽自動車の使用状況に変更がない場合は、車両の名義が生計同一の方のままでも減免を継続します。

☆原動機付自転車も減免の対象となりますが、50cc以下の場合は、障害のある方本人が運転する場合に限ります。

**☆減免は障害のある方一人につき１台限りです。自動車税の減免を受けると軽自動車税は減免されません。**

☆生計同一の方…　同居でないこと場合、生計同一であることを示す書類が必要となります。

☆障害の等級について…　4月1日時点の等級です。障害者手帳等の有効期限（判定期日）を過ぎている場合は対象となりません。

☆世帯全員が障害のある方…　世帯全員について障害の等級が別表の基準（身体障害の場合、生計同一者・常時介護者の運転の場合、生計同一者・常時介護者運転の欄）に該当する場合です。